

国家免許所持者がどうか確認しましょう！



あなたの健康管理は  
安心ですか？

No More  
無免許

### 無資格によるあん摩マッサージ指圧業等の防止について

医師以外の方が、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復の施術所等において、あん摩マッサージもしくは指圧、はり又はきゅう及び柔道整復を業として行おうとする場合には、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）において、それぞれあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）においては、柔術整復師免許を受けなければならないと規定されており、無免許でこれらの行為を業として行ったものは、同法により処罰の対象になります。

厚生労働省としましては、都道府県等関係機関と連携して、無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等の防止につとめているところであります。

あん摩マッサージ指圧及び柔道整復等の施術を受けようとする皆様におかれましては、こうした制度の内容をご理解いただき、有資格者による施術を受けていただきますようお願いいたします。

厚生労働省医政局医事課（厚生労働省HPより）



安心のマークは、  
国家免許を有する治療院の証です。

公益社団法人  
全日本鍼灸マッサージ師会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-12-17 全鍼師会会館  
TEL 03-3359-6049(代) FAX 03-3359-2023  
Eメール zensin@zensin.or.jp  
URL <http://www.zensin.or.jp>